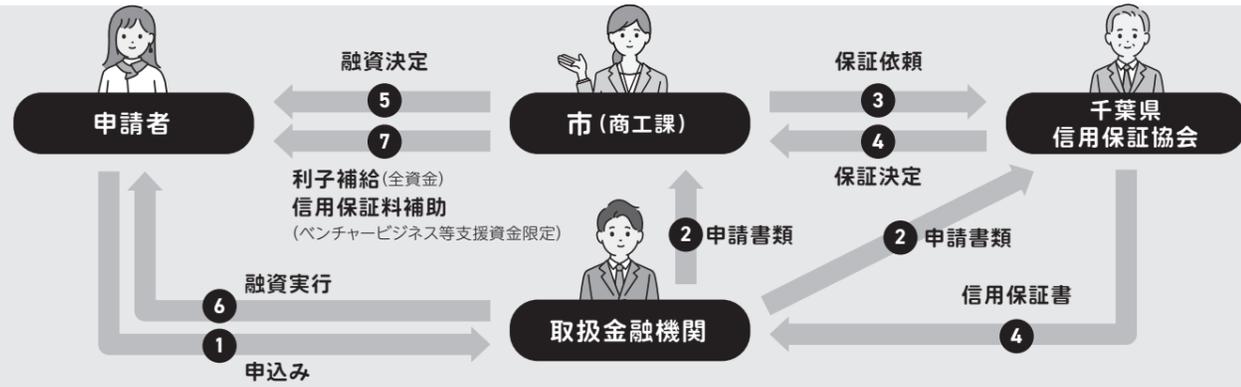


申込みから融資までの手続きの流れ



1 申請者は、取扱金融機関にて融資の申込みをします。

2 取扱金融機関から市に申請書類が提出されることにより、市は申込みを受け付けます。取扱金融機関は、同時に千葉県信用保証協会へ、申請書類を提出します。

3 市は、申請の要件を確認した後、千葉県信用保証協会に対して申請案件の信用保証を依頼します。

4 千葉県信用保証協会による審査の後、信用保証の諾否について、市と取扱金融機関に回答があります。

5 市は、千葉県信用保証協会の回答に基づいて、融資決定通知書を申請者に送付します。

6 取扱金融機関は、市の融資決定を受けた申込み案件に対し、融資を実行します。

市は、返済状況等の利子補給の要件を確認し、支払利子の一部を利子補給金として交付します(年2回)。ベンチャービジネス等支援資金に関しては、利子補給に加えて信用保証料を一括で支払われる方に対し、信用保証料補助金を交付します(補助金の交付内容は、中面のベンチャービジネス等支援資金の項目に記載があります)。

※融資申込み時の提出書類については(別紙)「申請書類一覧表」をご参照ください。

融資取扱店舗(部署)・口座開設店舗一覧

口座開設店舗名	融資取扱店舗(部署)	TEL
みずほ銀行		
船橋	法人営業オフィス	03-6631-9542
本八幡		
松戸		
行徳		
市川		
西葛西		
三菱 UFJ 銀行		
小岩	小岩支店	03-3658-2151
八幡		
浦安		
市川八幡		
市川		
三井住友銀行		
本八幡・市川・江戸川	法人プロモーションオフィス	0120-16-2310
西葛西・葛西・行徳		
りそな銀行		
船橋		047-423-4701
市川	船橋支店	047-423-4701
行徳	西葛西支店	03-3686-7511
千葉銀行		
松戸		047-364-2101
市川		047-322-0161
本八幡		047-322-0181

口座開設店舗名	融資取扱店舗(部署)	TEL
千葉銀行		
本八幡南	本八幡支店	047-322-0181
浦安		047-351-2141
中山		047-334-1145
西船橋		047-434-3311
行徳		047-397-7111
高塚		047-391-5221
松飛台		047-386-7111
矢切		047-365-2181
新浦安		047-354-2011
南行徳		047-358-4001
千葉興業銀行		
松戸		047-362-0151
東松戸	松戸支店	047-362-0151
市川		047-326-8111
八幡		047-335-3161
中山	八幡支店	047-335-3161
原木中山	八幡支店	047-335-3161
浦安		047-354-3711
京葉銀行		
本八幡		047-378-2511
中山	本八幡支店	047-378-2511
北方	本八幡支店	047-378-2511
原木中山	本八幡支店	047-378-2511
浦安		047-351-2101

口座開設店舗名	融資取扱店舗(部署)	TEL
京葉銀行		
行徳	浦安支店	047-351-2101
市川		047-324-2121
矢切	松戸支店	047-364-2171
東京ベイ信用金庫		
本店		047-326-1111
八幡		047-334-2511
行徳		047-357-2111
宮久保		047-371-3471
矢切		047-363-7171
大野		047-338-1111
浦安		047-351-2151
朝日信用金庫		
行徳駅前		047-397-6211
東京東信用金庫		
市川		047-373-8411
市川南		047-323-1535
本八幡		047-378-3561
南行徳		047-356-7811
東栄信用金庫		
浦安		047-352-1111
小松川信用金庫		
市川南		047-378-2711
第一勧業信用組合		
篠崎	①市川法人営業所 ②篠崎支店	047-711-0162 03-3678-6991

※融資取扱店舗が空欄の箇所…口座開設店舗が取扱店舗

問い合わせ先

市川市 経済観光部 商工課 (経営支援グループ)

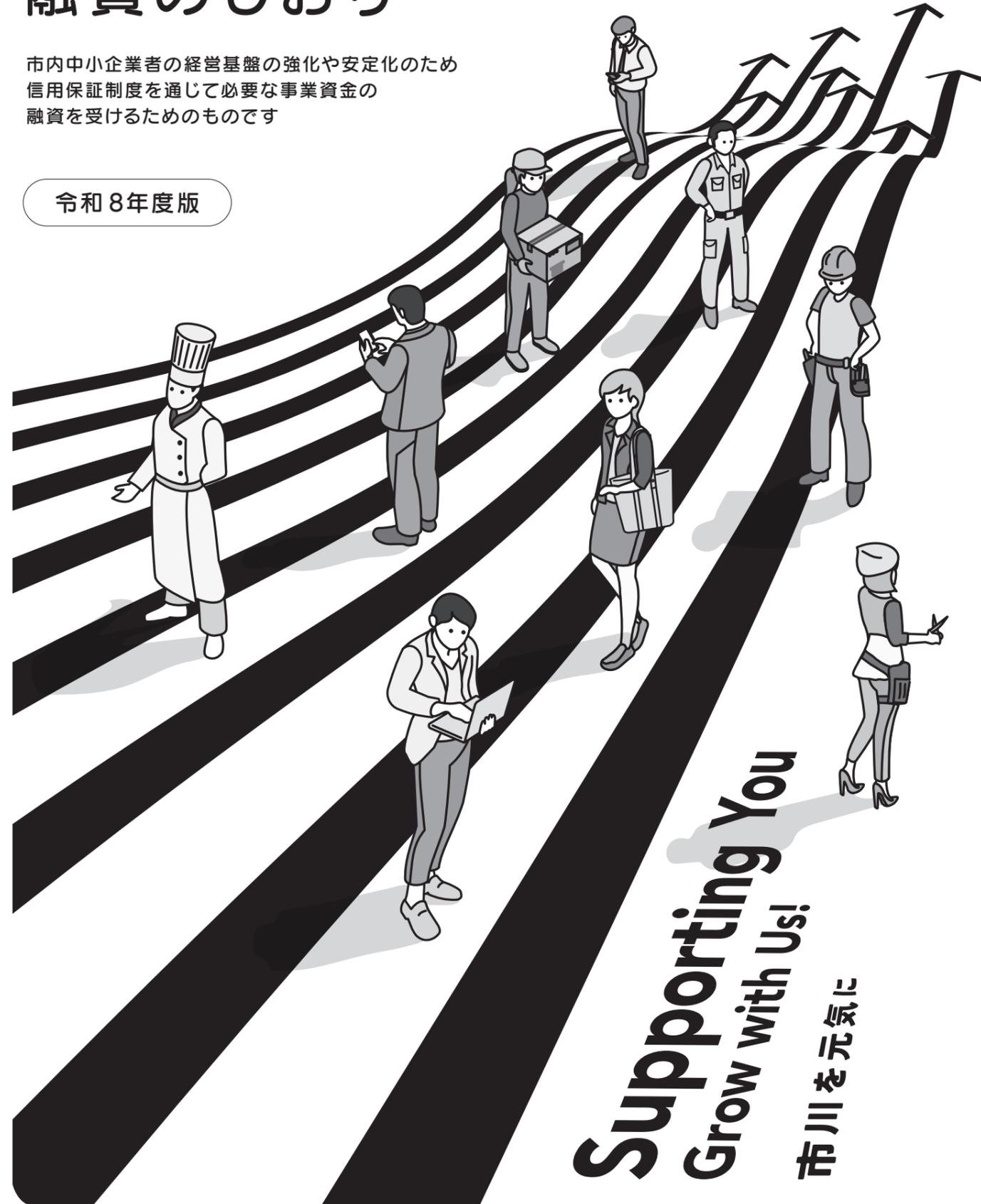
〒272-0021 市川市八幡3丁目3番2-408号 TEL: 047-712-8779 FAX: 047-712-8781

市川市

中小企業融資制度 融資のしおり

市内中小企業者の経営基盤の強化や安定化のため信用保証制度を通じて必要な事業資金の融資を受けるためのものです

令和8年度版



Supporting You
Grow with Us!

市川を元気に

資金種別	資金概要・融資対象者・利用要件(注1～6)	資金用途(注9)	融資限度額(単位:万円)	融資期間	融資利率	利子補給率(注10・11)	信用保証・信用保証料率・信用保証料補助																																				
小口零細企業保証制度資金	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者が事業に必要とする資金</p> <p>* 小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)の事業者を指します。商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。 * 当資金の申込みにあたり、千葉県信用保証協会が設けている小口零細企業保証制度の要件を満たすことが必要です。 * 既存の信用保証協会の保証付融資残高(市川市中小企業融資制度以外の利用も含む)がある場合は、2,000万円から当該残高を減じた額が融資限度額となります。</p>	<p>● 運転</p> <p>○ 設備</p>	2,000	<p>● 運転資金</p> <p>7年以内(据置期間:6か月以内)</p> <p>○ 設備資金</p> <p>7年以内(据置期間:1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>②1年超～3年以内</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>③3年超～5年以内</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>④5年超～7年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 小口零細企業保証制度資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	①1年以内	1.5%	②1年超～3年以内	1.9%	③3年超～5年以内	2.1%	④5年超～7年以内	2.4%	①～④ 1.2%	<p>●信用保証 小口零細企業保証(責任共有対象除外)(注12)</p> <p>●信用保証料率 <個人></p> <p>○貸借対照表を作成している場合：状況に応じて9段階(下表B) ○貸借対照表を未作成の場合：一定料率(年1.35%) ○特別小口保険適用の場合：一定料率(年1.00%)</p> <p><法人></p> <p>○状況に応じて9段階(下表B)</p> <p><個人・法人とも></p> <p>○事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:下表C</p> <p>* 有担保保証(担保提供が有る場合):0.10%信用保証料割引(※特別小口保険適用は対象外)</p> <p>●信用保証料補助：無</p>																										
融資期間	適用利率																																										
①1年以内	1.5%																																										
②1年超～3年以内	1.9%																																										
③3年超～5年以内	2.1%																																										
④5年超～7年以内	2.4%																																										
小規模事業資金	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者が事業に必要とする資金</p> <p>* 小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)の事業者を指します。商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。</p>	<p>● 運転</p> <p>○ 設備</p>	2,000	<p>● 運転資金</p> <p>5年以内(据置期間:6か月以内)</p> <p>○ 設備資金</p> <p>10年以内(据置期間:1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤1年以内</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>⑥1年超～3年以内</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>⑦3年超～5年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>⑧5年超～7年以内</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>⑨7年超～10年以内</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 小規模事業資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	⑤1年以内	1.8%	⑥1年超～3年以内	2.2%	⑦3年超～5年以内	2.4%	⑧5年超～7年以内	2.7%	⑨7年超～10年以内	3.0%	⑤～⑧ 1.3%	<p>●信用保証 普通保証(責任共有対象)(注12)</p> <p>●信用保証料率 <個人・法人とも></p> <p>○貸借対照表を作成している場合：状況に応じて9段階(下表A) ○貸借対照表を未作成の場合：一定料率(年1.15%)</p> <p>* 有担保保証(担保提供が有る場合):0.10%信用保証料割引</p> <p>保証料率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A: 責任共有対象の資金</th> <th>B: 責任共有対象除外の資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.45%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>0.60%</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>0.80%</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>1.00%</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td>1.15%</td> <td>1.35%</td> </tr> <tr> <td>1.35%</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>1.55%</td> <td>1.80%</td> </tr> <tr> <td>1.75%</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>1.90%</td> <td>2.20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>C:事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合(注13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財務要件①②とも充足</th> <th>基準保証料率+0.25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務要件①または②を充足</td> <td>基準保証料率+0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務要件 ①「直近決算期において債務超過でないこと」 ②「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」</p> <p>●信用保証料補助：無</p>	A: 責任共有対象の資金	B: 責任共有対象除外の資金	0.45%	0.50%	0.60%	0.70%	0.80%	0.90%	1.00%	1.10%	1.15%	1.35%	1.35%	1.60%	1.55%	1.80%	1.75%	2.00%	1.90%	2.20%	財務要件①②とも充足	基準保証料率+0.25%	財務要件①または②を充足	基準保証料率+0.45%
融資期間	適用利率																																										
⑤1年以内	1.8%																																										
⑥1年超～3年以内	2.2%																																										
⑦3年超～5年以内	2.4%																																										
⑧5年超～7年以内	2.7%																																										
⑨7年超～10年以内	3.0%																																										
A: 責任共有対象の資金	B: 責任共有対象除外の資金																																										
0.45%	0.50%																																										
0.60%	0.70%																																										
0.80%	0.90%																																										
1.00%	1.10%																																										
1.15%	1.35%																																										
1.35%	1.60%																																										
1.55%	1.80%																																										
1.75%	2.00%																																										
1.90%	2.20%																																										
財務要件①②とも充足	基準保証料率+0.25%																																										
財務要件①または②を充足	基準保証料率+0.45%																																										
商店街空き店舗等利用資金	<p>1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者(市内・市外は問わない)が、市内の商店街等において1か月以上空き店舗となっている店舗で小売業、飲食業、一定のサービス業を開始するために必要とする資金</p>	<p>● 運転</p> <p>○ 設備</p>	2,000	<p>● 運転資金</p> <p>5年以内(据置期間:6か月以内)</p> <p>○ 設備資金</p> <p>10年以内(据置期間:1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤1年以内</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>⑥1年超～3年以内</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>⑦3年超～5年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>⑧5年超～7年以内</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>⑨7年超～10年以内</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 小規模事業資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	⑤1年以内	1.8%	⑥1年超～3年以内	2.2%	⑦3年超～5年以内	2.4%	⑧5年超～7年以内	2.7%	⑨7年超～10年以内	3.0%	⑤～⑨ 1.3%	<p>●信用保証 創業関連保証(責任共有対象除外)(注12)</p> <p>●信用保証料率</p> <p>○一定料率:1件当たり年0.80% ○事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:上表C</p> <p>●信用保証料補助：有</p> <p>○半額補助(補助上限額:128,000円) 1事業者3回まで ・令和9年3月31日までに融資が実行されるもの</p> <p>* ベンチャービジネス等支援の「市外居住者等」は、以下に該当する場合</p> <p>○市内に居住していない、または居住期間が1年未満の個人</p> <p>新規中小企業者(申込み時点)</p> <p>○市内に居住していない個人</p>																								
融資期間	適用利率																																										
⑤1年以内	1.8%																																										
⑥1年超～3年以内	2.2%																																										
⑦3年超～5年以内	2.4%																																										
⑧5年超～7年以内	2.7%																																										
⑨7年超～10年以内	3.0%																																										
カーボンニュートラル促進資金	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、以下のいずれかに必要とする資金</p> <p>・省エネルギー設備、建築物の省エネ対策設備または再生可能エネルギー設備を導入する者 ・次世代自動車(HV、EV、PHEV、FCV等)及び充電設備を導入する者</p> <p>* 当資金に該当する設備であるか、申込み前にご相談ください。</p>	<p>○ 設備</p>	3,000	<p>○ 設備資金</p> <p>10年以内(据置期間:1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥1年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>⑦1年超～3年以内</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>⑧3年超～5年以内</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>⑨5年超～7年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ベンチャービジネス等支援資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	⑥1年以内	1.5%	⑦1年超～3年以内	1.9%	⑧3年超～5年以内	2.1%	⑨5年超～7年以内	2.4%	⑤ 1.8%	<p>●信用保証 創業関連保証(責任共有対象除外)(注12)</p> <p>●信用保証料率</p> <p>○一定料率:1件当たり年0.80% ○事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:上表C</p> <p>●信用保証料補助：有</p> <p>○半額補助(補助上限額:128,000円) 1事業者3回まで ・令和9年3月31日までに融資が実行されるもの</p> <p>* ベンチャービジネス等支援の「市外居住者等」は、以下に該当する場合</p> <p>○市内に居住していない、または居住期間が1年未満の個人</p> <p>新規中小企業者(申込み時点)</p> <p>○市内に居住していない個人</p>																										
融資期間	適用利率																																										
⑥1年以内	1.5%																																										
⑦1年超～3年以内	1.9%																																										
⑧3年超～5年以内	2.1%																																										
⑨5年超～7年以内	2.4%																																										
公害防除資金	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、市内の工場・事業所に公害防除施設の設置や改善、又は工場の市内移転のために必要とする設備資金</p> <p>* 市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。</p>	<p>○ 設備</p>	2,500	<p>○ 設備資金</p> <p>10年以内(据置期間:1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩1年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>⑪1年超～3年以内</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>⑫3年超～5年以内</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>⑬5年超～7年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ベンチャービジネス等支援資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	⑩1年以内	1.5%	⑪1年超～3年以内	1.9%	⑫3年超～5年以内	2.1%	⑬5年超～7年以内	2.4%	⑥～⑨ 2.0%	<p>●信用保証 創業関連保証(責任共有対象除外)(注12)</p> <p>●信用保証料率</p> <p>○一定料率:1件当たり年0.80% ○事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:上表C</p> <p>●信用保証料補助：有</p> <p>○半額補助(補助上限額:128,000円) 1事業者3回まで ・令和9年3月31日までに融資が実行されるもの</p> <p>* ベンチャービジネス等支援の「市外居住者等」は、以下に該当する場合</p> <p>○市内に居住していない、または居住期間が1年未満の個人</p> <p>新規中小企業者(申込み時点)</p> <p>○市内に居住していない個人</p>																										
融資期間	適用利率																																										
⑩1年以内	1.5%																																										
⑪1年超～3年以内	1.9%																																										
⑫3年超～5年以内	2.1%																																										
⑬5年超～7年以内	2.4%																																										
ベンチャービジネス等支援資金	<p>「産業競争力強化法」に基づき、事業開始または事業継続のために必要とする資金</p> <p>創業者(いずれも新たに市内に事業所を設置して、事業を開始するもの)</p> <p>・事業を営んでおらず、1月以内に新たに開業する個人(注7) ・事業を営んでおらず、2月以内に新たに会社に設立して開業する個人 ・中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立する中小企業者である会社</p> <p>新規中小企業者(いずれも市内に事業所を有するもの)</p> <p>・業歴5年未満の個人(事業開始以前に事業を営んでいなかった者)(注7) ・業歴5年未満の会社(会社設立の日以前に事業を営んでいなかった者)(注8)</p>	<p>● 運転</p> <p>○ 設備</p>	2,000(市外居住者等:1,000)	<p>● 運転資金</p> <p>5年以内(据置期間:6か月以内)</p> <p>○ 設備資金</p> <p>7年以内(据置期間:1年以内)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩1年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>⑪1年超～3年以内</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>⑫3年超～5年以内</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>⑬5年超～7年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ベンチャービジネス等支援資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。</p>	融資期間	適用利率	⑩1年以内	1.5%	⑪1年超～3年以内	1.9%	⑫3年超～5年以内	2.1%	⑬5年超～7年以内	2.4%	⑩ 1.5% ⑪～⑬ 1.9%	<p>●信用保証 創業関連保証(責任共有対象除外)(注12)</p> <p>●信用保証料率</p> <p>○一定料率:1件当たり年0.80% ○事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:上表C</p> <p>●信用保証料補助：有</p> <p>○半額補助(補助上限額:128,000円) 1事業者3回まで ・令和9年3月31日までに融資が実行されるもの</p> <p>* ベンチャービジネス等支援の「市外居住者等」は、以下に該当する場合</p> <p>○市内に居住していない、または居住期間が1年未満の個人</p> <p>新規中小企業者(申込み時点)</p> <p>○市内に居住していない個人</p>																										
融資期間	適用利率																																										
⑩1年以内	1.5%																																										
⑪1年超～3年以内	1.9%																																										
⑫3年超～5年以内	2.1%																																										
⑬5年超～7年以内	2.4%																																										

(注1) 返済方法は、元金均等返済または一括返済です。(一括返済は、据置期間内に限定) (注2) 申請者が個人の場合は、原則として保証人は不要です。(注3) 申請者が法人の場合は、代表者が連帯保証人となる場合があります。(注4) 申請者が外国籍の場合は、住民票等に記載の在留期間が融資期間を超えていることが必要です。(注5) NPO法人の場合、「小口零細企業保証制度資金」および「ベンチャービジネス等支援資金」は各信用保証が対応していないため利用ができません。(注6) 医業を主たる事業とする法人は、NPO法人の該当の有無にかかわらず、常時使用する従業員数が20人以下の場合、「小口零細企業保証制度資金」の対象になります。(注7) ベンチャービジネス等支援資金について、申請者が個人の場合は、申請時に年齢が25歳以上であることが必要です。(注8) ベンチャービジネス等支援資金は法人成りをした場合にも、個人として事業を開始後、通算で5年未満であれば対象になります。(注9) 運転資金は、主たる事業所が市内にある場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限ります。(例外:車両については使用する本拠が市内であれば駐車場は市外でも可) (注10) 利子補給は融資実行日から5年間を限度とし、上期(9月)・下期(3月)の年2回、取扱金融機関を通じて申請者の口座に振り込みます。(注11) 市民税および法人市民税の完納要件は、全ての資金に該当し、利子補給金受領時にも一律に適用されます。(注12) 責任共有制度は、金融機関20%・信用保証協会80%の割合で責任を共有するものです。(責任共有対象除外は、信用保証協会100%責任) (注13) 法人から代表者への貸付等がないこと、財務書類を金融機関に定期的に提出していること等も必要です。